



European IPR Helpdesk

概況報告書

Horizon 2020におけるIP管理方法：助成金準備段階

2015年7月¹

序文	1
1. 助成金準備段階の目的	3
1.1. コンソーシアム契約	4
2. コンソーシアム契約内のIP取決め	5
2.1. 知識管理機関	5
2.2. 秘密保持	6
2.3. バックグラウンド	6
2.4. サイドグラウンド	6
2.5. プロジェクト成果物の所有権、保護、利用及び普及	7
2.6. アクセス権	9
2.7. 内部の紛争を解決するための取決め	9
有益な資料	11

序文

知的財産権（IPR）問題に関して、助成金準備段階は、知的財産（IP）に関する誓約がこの段階でコンソーシアムと欧州委員会との間で、及びコンソーシアムパートナー間で合意されるために極めて重要となる。実際、助成金契約書（GA）が最終的に署名される前に、コンソーシアムは、助成金契約書付属書1（アクションの説明）に含まれるプロジェクト提案書に記載する内容を微調整する機会を有する。したがって、IPが提案準備段階で最も重要となることに留意することが重要

¹この概要報告書は2014年3月に最初に公表され、2015年に改訂された。

であり、したがって、当機関は参加者に対し、提案段階²でのIP管理に関する当機関の概況報告書を参考にすることを勧める。



したがって、この概況報告書の目的は、コンソーシアムが助成金準備段階中に考慮する必要があり、EUが資金を提供するプロジェクトの契約フレームワークの基底をなす助成金契約（GA）及びコンソーシアム契約（CA）という2つの主要な契約に包含される主要なIP問題について指導することにある。

次の表は、一般的見地から、2つの契約について、「時、誰、何」の関係を要約する。

書類	署名 時	当事者 誰	内容 何
助成金契約書	交渉段階の終了	受益者 及び 欧州委員会	EUに関する受益者の権利及び義務を規定 IP規則は交渉不能
コンソーシアム契約書	交渉段階中	プロジェクトコーディネーター 及び 他の受益者	受益者間の権利、義務及び責任を規定 IP規則はパートナーにより合意されることを要する

²概況報告書「Horizon 2020におけるIP管理方法：提案段階」参照。European IPR Helpdeskの[library](#)で入手可能。

1. 助成金準備段階の目的

提案書が評価された後、プロジェクトコーディネーターは、次のものを受け取る。

- 提案書がどのような評価を受けたかを早期に指摘する拘束力のない電子メッセージ（「インフォメーションレター」）
- **評価要約報告書（ESR）**（2段階手続の最初の段階の合格提案者を除く）

その後、提案書が合格したコーディネーターは、助成金の準備を開始することができる。提案書の提出とGAの署名の表示日との間の期間は、「付与期間」³とされている。一般に、この段階の期間は、最大8ヶ月⁴となる。

1. 全ての提案者に評価について通知するのに5ヶ月
2. GAの署名に3ヶ月（すなわち、助成金準備段階）

助成金準備段階の全般的な目的は、プロジェクトの科学的及び専門的内容を明確にし、助成金契約（GA）の最終的な署名に向けて合意することにある。したがって、提案者は、一般的モデルGAを全体にわたり再読することが求められる。実際、再読することにより、GA⁵で定められる異なるIP関連問題を理解する助けとなる。

一般モデルGAは、本文及び6つの付属書から成る。一般に、IPに関連する主な部分は、以下のとおりである。

- 4章、3条 – **背景及び成果物に関する権利及び義務**
- 付属書 1 – **アクションの説明**（プロジェクトコーディネーターによる）及び**成果物の利用普及計画**⁶
- 付属書 2 – **アクションの見積予算**（IPR管理を含む）

ただし、GAの署名前に、ECはコンソーシアムに対し、ワークプログラム若しくはワークプラン又は提案要請書に異なる規定のない限り、Horizon 2020ファンディングスキームの全部について義務的となっているコンソーシアム契約（CA）の作成及び署名を要求する。ECはこの契約の当事者ではなく、更に重要なことは、ECはその内容を確認しない。CAはコンソーシアムパートナーのための管理ガイドラインを定める内部契約であるので、参加者は、ECとの間でそこに記載の規定に合意する必要はない。

要約すると、GAはプロジェクトに関する受益者とECとの間の権利及び義務を明記し、CAはプロジェクトの実施に関して受益者間の権利及び義務、特にIPの内部管理に関する権利及び義務を処理する。したがって、CAはGAを補足し、その最終署名への予備的なものとなり、そこに含まれていないIPの規定はGAに規定される共通の管理（いくつかの例が後に本文書で提示される）に立ち返る。したがって、参加者のコンソーシアムが内部CAの締結を最優先することが重要となる。

³付与期間は、Horizon 2020における参加及び普及に関する規則の第20条に基づき規定される。[Participant portal](#)で入手可能。

⁴付与の過程は迅速化されている。各提案書は「現状のまま」で評価され、もはや「あるべき」についての話し合いは行われていない。

⁵ Horizon 2020においては、予想される具体的な資金提供スキームに応じて多くの異なるモデルGAがある。

⁶ European IPR Helpdeskは、当機関のオンライン[library](#)で入手できる成果物の利用及び普及に関する計画の概況報告書を公表している。

コンソーシアム契約書を草案する費用は、コンソーシアム契約がプロジェクト開始前に署名されるので、妥当ではない。ただし、コンソーシアム契約書を改訂する費用は、プロジェクト中に発生するときは、妥当である。

1.1. コンソーシアム契約

CAは、したがって、プロジェクトに特有な、かつGAに十分に取り扱われていない分野、特に成果物の将来の利用及び普及に関する問題を開発し、補足する文書とみなされる。CAはプロジェクトパートナー間の内部問題を規律する特徴を有し、GAにおいて独自の位置を与えられるが、そこに記載された規定に矛盾することは認められず、又は否定することは許されない。

網羅的ではないが、次のチェックリストは、CAを草案する際に協議されるべき要点を明示する。

CA チェックリスト

- ✓ コンソーシアムの内部組織及び管理：
 - 各当事者の専門的寄与及び各当事者により提供される資源
 - 内部関係タスク及び計画目的に関する作成日程
 - 期待される寄与、期待される最善の努力
 - 委員会 – 設置、構成、役割及び性質、調整
- ✓ IP取決め：
 - 秘密保持
 - バックグラウンドリスト
 - プロジェクトに並行して発生するIPの使用
 - 成果物の所有権／共同所有権
 - 成果物の適法な保護
 - 成果物の利用及びアクセス権
- ✓ CAに係る内部紛争の解決：
 - 契約上の義務の不遵守に対する違約金
 - 適用法及び紛争解決手段
 - 効力維持及び無効性

2. コンソーシアム契約内のIP取決め

研究開発プロジェクト前に、及びプロジェクト中に開発されたIPRに関する包括的かつ明確なコンソーシアム契約は、市場志向型の利用に成功する第一歩となる。したがって、妥当なCAは、GAの付属書1に基づく誓約のほか、プロジェクト成果物に関する利用、普及及びアクセス権に関する問題を取り扱う。

このIPの規定を草案するに際して従う基本的な原則は、パートナー間の協力を支援する柔軟かつ効率的なメカニズムを提供し、成果物の保護及び最大限の使用を保証し、並びにその迅速な普及を確保することにある。プロジェクトが終了した後、とりわけ、プロジェクトの終結後に効力を持続するIPRの管理を明確にすることを目指して、成果物の利用の観点からプロジェクト後の規定を作成することも良い対処法となる。

2.1. 知識管理機関

ECがコーディネーターに対して提案書の評価に合格したことを通知すると直ぐに、コンソーシアムは、プロジェクトの潜在的効果を成功裏に達成するため、プロジェクト期間中に生ずる知識管理の組織化の方法について考えることとなる。

プロジェクトの規模及びプロジェクト成果物の利用計画に応じて、**利用委員会**を選任することが良い対処法となる。その委員会は、実施された作業から生ずるIPをコンソーシアムが特定し、注目することに助力する権限を与えられた**利用責任者**が議長を務める。調停者又は仲裁者として、利用委員会は、プロジェクトパートナーに対し、例えば、最適なIP戦略に関して助言及び勧告を与えることが起こり得る。ただし、利用委員会の役割は、コンソーシアムが主要なプロジェクト問題の全てを取り扱うために設置することがしばしば必要となる管理機関である**プロジェクト運**

営委員会によっても果たし得る場合がある。後者の委員会は、この管理義務⁷のほか、IP関連問題に対処することにより、プロジェクト成果物の利用及び普及を追求する。

2.2. 秘密保持

研究開発プロジェクトは、通常、プロジェクト成果物の不可欠な要素となる情報及び着想の交換を必要とする。その後、コンソーシアムは、秘密保持義務及びその範囲を確定する条項をCAに導入することを最初に検討しなければならない。その条項は、どのような情報が秘密とみなされるか、秘密性の移転に関する合意手続、誰に対して、いかなる条件の下で、秘密情報が開示され得るか、CAの期間中効力を維持するものを含め、秘密保持義務が効力を有する期間を規定することとなる。

2.3. バックグラウンド

イノベーションプロジェクトの実施は、プロジェクトに加入するために参加者の一人が保有していた既存の知識及びIP（バックグラウンド）の使用が必要となる。参加者は、当然のことながら、そのアクセス権と共に、それぞれのバックグラウンドの所有権を保証する責任を負う。

Horizon 2020参加規則（RfR）に記載される定義は、さらに、アクションを実施し、又はアクションの成果物を利用するために必要なデータ、ノウハウ又は情報にバックグラウンドが関係を有していることを明示する。したがって、プロジェクトの実施及び成果物の利用のために他のコンソーシアムパートナーがバックグラウンドにアクセスする条件を評価する基本となる「必要」要件に合意することが望ましい。

したがって、CAにおいて、プロジェクトパートナーは、プロジェクトに持ち込まれるバックグラウンド及び各自のバックグラウンドの特定の要素のアクセスを排除する希望について決定するに際して肯定及び／又は否定のリストを作成する義務⁸を有する。ただし、排除されることによりプロジェクトの適正な実施が損なわれないようにするために、バックグラウンド所有者は、プロジェクトの目的のために必要な各自のデータ、ノウハウ又は情報へのアクセスが常に他のパートナーに利用できるように確認しなければならない。

アクセス権に関する他の条件又は制限も、CAに記載され得る。バックグラウンドの登録並びにバックグラウンドの改良物の所有権に関する規定及び適用される⁹ロイヤルティーの可能性は記載されることが強く勧められる。

なお、特にプロジェクトの実施のためのバックグラウンドへのアクセス権に関しては、GAその他そこに規定される共通のルールが適用される前に、決定されなければならない。

2.4. サイドグラウンド

パートナーの一名がプロジェクト作業に並行してIPを開発し、又は取得することが起こり得るこ

⁷これには次のものがある。プロジェクト設立趣旨、目標、範囲及び期間の承認、プロジェクトへの資源の配分、外部からの情報の提供、時間的調整に対する進捗評価、提出物及び予算、プロジェクト予算の見直し、日程等

⁸参加に関する規則第45条によると、「参加者は、契約書において、各自のアクションのためのバックグラウンドを何らかの方法で特定しなければならない。」

⁹ GAにより認められる場合には、通常、ロイヤルティー無償となる。

とを考へることも極めて重要である。いわゆる、サイドグラウンドで、バックグラウンドとは違つて、プロジェクトの過程の中で発生するものではあるが、これと関係を有しない有形又は無形のものである。RfP内で予想されておらず、一般的GAにより要求されていないけれども、抵触の可能性を回避するために、プロジェクト実施のためのサイドグラウンドへのアクセス権及びその適正な管理をCAに明示することは有益となる。



2.5. プロジェクト成果物の所有権、保護、利用及び普及

Horizon 2020の一般的な原則は、成果物が生じた作業を実施した参加者がその成果物を所有する。

2.5.1. 共同所有権

ただし、作業は、それぞれの役割が確定できないような方法で他のパートナーと共同で行われた場合もあり得る。これが**共同所有権**の場合である。このようなことが起こる場合には、共同所有者は、成果物の達成から合意される短期間内に共同所有契約書を定め、これにより、その共同所有権の配分及び条件を調整する必要がある。合意に達しないときは、一般GA規定が適用される¹⁰ことに留意すべきである。

CAはパートナーが共同所有権を処理するために使用することを選択する最大公約数的な文書であり、したがって、個別の**共同所有契約書**がそれぞれ特有の共同所有状態¹¹に対応するためにはより適切であると考えられる。

CAにおいて決定され得る問題及び共同所有者が合意することを要請される問題：

- 商業上の利用のための市場区域の形態
- 保護に関する体制の規定
- 利用に関する体制の規定 (例えば、制限及び利益配分)

¹⁰一般モデルGAで規定される既定の体制は、第4章、[第26.2項](#)3号に規定される。

¹¹共同所有権の解決を完全に理解するために、[library](#)で入手できる「IP共同所有権」に関するEuropean IPR Helpdesk概況報告書を読むことが勧められる。

2.5.2. 成果物の保護

CAは、専門的又は商業上の利用が可能な成果物の保護に関する規定も含まなければならない。例えば、成果物の関係所有者がある一定の期間登録を出願する選択権を放棄し、契約で規定するような場合には、他のパートナーの正当な利益を考慮する**選択条項**を明記することが有益となる。将来の特許出願及び秘密情報の非開示をどのように処理するかの規定も、ここに組み込むことができる。

2.5.3. 成果物の利用

Horizon 2020の参加者は、各自が所有する成果物を利用する直接的な義務、又は、特に、成果物の譲渡及び許諾を通じて¹²、第三者にそれを利用させる間接的な利用の義務を有する。

したがって、CAは、この義務に関する規定を定めなければならず、所有者が個人的な活動に成果物を専門的又は商業上利用しようとする場合、又は成果物の譲渡が決定され、他のプロジェクトパートナー又は第三者がそれを利用する場合には、明示に規定しなければならない。

更に正確には、プロジェクト終了から4年間、受益者は、次の方法により、各自の成果物の「利用」を保証することを目的とする措置を講じなければならない。

- その後の研究活動にそれらを利用すること（アクション外部で）。
- 製品又はプロセスを開発し、創出し、又は市場に出すこと。
- サービスの方法を作成し、提供すること。
- 標準化活動¹³でそれらを利用すること。

2.5.4. 成果物の普及

CAにおいて、コンソーシアムは、成果物の普及の条件も予測しなければならない。第一に、普及は、適切な方法を通じて、GAに通常定める期限内に科学出版物等で、確保されなければならない。

普及活動に関するHorizon 2020の新規の主要な点は、受益者が**論文審査のある全ての科学出版物へのオープンアクセス**（いかなるユーザーにも無料で、オンラインアクセスさせる）を保証する義務である¹⁴。

コンソーシアムは、他のパートナーの利益を正当に考慮して、**可能な限り速やかに**、普及を実施させなければならない。普及活動によって、**成果物保護の義務、秘密保持義務、個人データの安全義務又は保護義務に変更のないことが実際に留意**されなければならない。

したがって、普及の条件の規定をCAに含めることにより、他のパートナーがプロジェクトに関する情報を開示する前に従う手続を自覚することが望ましい。公表の場合には、例えば、CAは、出

¹² 公的資金提供による研究活動の結果から生ずる知識を社会経済的利益に転換することに関する更なる包括的概観については、「公的研究成果物に関する利用手段」に関するEuropean IPR Helpdesk概況報告書を参照。[library](#)で入手可能。

¹³ そのほか、受益者は、同一の期限内に、GAの付属書1に定める追加利用義務を遵守しなければならない。

¹⁴ 研究データへのオープンアクセスに関する限り、この要件は選択的である。EU資金提供プロジェクトにおけるオープンアクセスモデルの重要性及び割合に関しては、Spichtinger, D., "Open access in the European Research Area: FP7 and Horizon 2020", European IPR Helpdesk Bulletin, N° 11, October - December 2013を参照。[library](#)で入手できる。

欧州委員会はHorizon 2020における科学出版物及び研究データへのオープンアクセスに関する概況報告書及びガイドラインを公表している。以下からダウンロードできる。

https://ec.europa.eu/programmes/horizon2020/sites/horizon2020/files/FactSheet_Open_Access.pdf 及び

http://ec.europa.eu/research/participants/data/ref/h2020/grants_manual/hi/oa_pilot/h2020-hi-oa-pilot-guide_en.pdf.

出版物／プレゼンテーションの計画を公表することに関する実用的な規則を記載し、明示する格好の文書となり得る。

一つの例として、一般的なモデルGAにより、出版物の計画は少なくとも45日前に他のパートナーに通知され、拒否の権利は通常通知から30日後に失効する。

受益者は、上記のようなGAの規定を修正し、CAにおいて、プロジェクト成果物を普及させる場合に従う他の規則及び手順、すなわち、有害な出版物を識別する方法、意見の相違の場合の取扱い、票決、通知の管理／拒否の手順等を含めることができる。

2.5.5. 成果物の所有権の移転

CAにおいて、コンソーシアムは、プロジェクト成果物の所有権の譲渡を規定したいと望む場合がある。これは、その成果物に関する義務が被譲渡人に移転する場合には、一般に認められる。このことは、譲渡人が、秘密保持、普及、利用及びアクセス権の付与に関する契約上の義務を新所有者に（及び新所有者からその後の譲受人に）移転させる適切な取決めを締結しなければならないことを意味する。

さらに、成果物を譲渡する意思に関しては、その後の所有者に関する十分な情報と共に、他のプロジェクトパートナーに対して各自のアクセス権を行使するための必要性を評価できるように**事前に通知**されなければならない。その結果として、その譲渡がプロジェクトパートナーのアクセス権に悪影響を及ぼすような場合には、拒否が提示される。その効果が証明されるときは、譲渡の意思は、取決めに至るまでは実現されない（該当の成果物が競業者に移転されるという単なる事実はそれ自体拒否の正当な理由とならない）。

事前通知及び拒否の権利は、CAにおいて、参加者によっても放棄することができる。

2.6. アクセス権

Horizon 2020プロジェクトは参加者間の共同作業に基づいているので、アクセス権に関する事項は、CAにおいて、正当に対処されるべきこととなる。アクセス権とは、所有者が他の当事者（プロジェクト参加者又は第三者）に対して付与する成果物、バックグラウンド又はサイドグラウンドに係る**許諾**及び**ユーザー権**をいう。CAは、この点に関してRfP及びGAに含まれる規定を明確にし、全てを記入し、及び実施する有益な手段となる。一般的に、CAは、次のことを定めることができる。

- **アクセス権に対する書面の要請**に関する手続を決定し、それに添えて所期の目的のための秘密保持及び使用に関する条件の承諾をそれに付加すること。
- 確認書による**アクセス権の放棄**の可能性に関する手続を定めること。
- アクセス権に**再許諾を付与する**権利を与えるかどうかを定めること（原則として、アクセス権は再許諾の権利なしに付与される）。
- 範囲（例えば、サイドグラウンドを含む）に関するか、又はアクセス権を要求することができる法主体（例えば、関連会社）に関するかを問わず、GAで予定されているよりもより**有利なアクセス権**を規定すること。

2.7. 内部の紛争を解決するための取決め

Horizon 2020プロジェクトの国際的性質を考慮するとき、契約上の義務の違反を決定する権限を有する管轄権の選択に関する問題は、非常に重要となる。GAはEUと受益者¹⁵との間の紛争処理の規則を確立し、他方CAはコンソーシアム紛争の場合の適用法及び管轄権を明示する適切な文書となる。ECとの契約に適用される法律は、通常、ベルギーの法律となることが注目に値する。CAに記載される規定がGAの規定の補足となり、GAの規定に従わなければならないので、両者の解釈の整合性をとるために、ブリュッセルを管轄権とするベルギーの法律を選択することが望ましい。大部分の作業が実施されている国の法律を選択するという別の選択も適切である。ただし、法廷地の選択を協議するに際し、コンソーシアムは、公平性の最も高い程度並びに保護及び効率性の最も高い基準を確保できる管轄権を指示すべきである。

コンソーシアムは、裁判手続に代わる仕組み、すなわち裁判外紛争解決（ADR）手続¹⁶を規定する条項を含めることも検討しなければならない。この仕組みは、訴訟費用の過重な負担を回避し、紛争をより迅速かつ秘密に解決する利点がある。

上記のように、IPR規定のみに関して、CAは重要な契約書となる。この文書を徹底的に検討するために時間を割くこと、参加者の機関のニーズに合致させ、及びプロジェクトの効率的な実施に適切となるようにすることは良い対処法となる。

European IPR HelpdeskのHelplineは、コンソーシアム契約書を検討することに豊富な経験を有しています。この業務は無料です。詳しくは service@iprhelpdesk.eu で Helplineにご連絡ください。

¹⁵ GA第57条

¹⁶ ADR手続の概説については、Schallnau, J., 'Efficient Resolution of Disputes in Research & Development Collaborations and Related Commercial Agreements', European IPR Helpdesk Bulletin N°4, January - March 2012を参照。libraryで入手できる。

有益な資料

Desca 2020モデルコンソーシアム契約書:

<http://www.desca-2020.eu/>

その他のモデルコンソーシアム契約書at:

<https://www.gov.uk/government/publications/lambert-toolkit-model-consortium-agreements>

詳しくは、下記参照:

- Horizon 2020 一般モデル助成金契約書:
http://ec.europa.eu/research/participants/data/ref/h2020/mga/gga/h2020-mga-gga-multi_en.pdf
- Horizon 2020における参加及び普及の規則:
<http://eurlex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2006:391:0001:0018:EN:PDF>
- Horizon 2020 – プロジェクト提案におけるIP管理に関する概況報告書:
<http://www.iprhelpdesk.eu/Fact-Sheet-IP-Management-H2020-Proposal-Stage>
- 「IP共同所有権」に関する概況報告書: <http://www.iprhelpdesk.eu/Fact-Sheet-IP-Joint-Ownership>
- 「公的研究成果物に関する利用手段」に関する概況報告書:
<http://www.iprhelpdesk.eu/Fact-Sheet-Exploitation-Channels-for-Public-Research-Results>
- Horizon 2020におけるオープンアクセスに関する欧州委員会の概況報告書:
http://ec.europa.eu/programmes/horizon2020/sites/horizon2020/files/FactSheet_Open_Access.pdf
- Horizon 2020における科学出版物及び研究データへのオープンアクセスに関するECガイドライン:
http://ec.europa.eu/research/participants/data/ref/h2020/grants_manual/hi/oa_pilot/h2020-hi-oa-pilot-guide_en.pdf
- Spichtinger, D., "Open access in the European Research Area: FP7 and Horizon 2020", European IPR Helpdesk Bulletin, N°11, October - December 2013 EC:
http://www.iprhelpdesk.eu/bulletin_issue_11
- Schallnau, J., 'Efficient Resolution of Disputes in Research & Development Collaborations and Related Commercial Agreements', European IPR Helpdesk Bulletin N°4, January - March 2012:
http://www.iprhelpdesk.eu/bulletin_issue_4

連絡先

コメント、提案又はさらに詳しくは、下記に連絡ください。

European IPR Helpdesk
c/o infeuope S.A.
62, rue Charles Martel
L-2134, Luxembourg

電子メール: service@iprhelpdesk.eu

電話: +352 25 22 33 – 333

ファクス: +352 25 22 33 – 334



© istockphoto.com/Dave White

EUROPEAN IPR HELPDESKについて

European IPR Helpdeskは、EU資金提供プロジェクトの現在及び将来の参加者に対し、知的財産（IP）及び知的財産権（IPR）について、情報、直接の助言を与え、IP及びIPR事項について研修することにより、認識を高めることを目的としています。このほか、European IPR Helpdeskは、特にEnterprise Europe Networkを通じて、多国籍パートナーシップ契約を交渉又は締結するEU SMEに対し、IP支援を提供します。提供されるサービスは、無料です。

Helpline: Helplineは、IPの問合せに対して3営業日以内に回答のサービスを行っています。当機関のウェブサイト www.iprhelpdesk.eu、電話又はファクスの登録によりご連絡ください。

ウェブサイト: 当機関のウェブサイトには、IPR及びIP管理の様々な側面、特にEU資金提供プログラムに関する具体的なIP問題に関し、幅広い情報及び有益な文書を掲載しています。

ニュースレター及び活動報告書: 電子メールニュースレター及び活動報告書を購読することによりIPに関する最新のニュースを把握し、専門論文及びケーススタディーを理解します。

研修: 当機関は、9つの異なるモジュールから成る研修カタログを企画しています。当機関との開催の計画に関心をお持ちの場合には、training@iprhelpdesk.euに電子メールを送信してください。

責任の否認

本概況報告書は、当初、European IPR Helpdesk (2011- 2014)の前版の下で作成されました。その当時、European IPR Helpdeskは、欧州委員会との業務委託契約に基づき運営していました。

2015年から、European IPR Helpdeskは、助成金契約書No 641474に基づく欧州連合Horizon 2020研究及びイノベーションプログラムから資金提供を受けるプロジェクトとして運営しています。それは、中小企業（EASME）のための欧州委員会政策執行機関が、欧州委員会域内市場、産業、起業家及びSMEs事務総長により提出されるポリシーガイダンスによって管理しています。

本概況報告書はEUの財政支援によって作成されていますが、表現されている立場は著者の立場であり、必ずしも、EASME又は欧州委員会の公式の見解を表しているものではありません。EASME、欧州委員会及びEASME又は欧州委員会を代表する者のいずれも、本情報が使用されたことについて責任を負いません。

European IPR Helpdeskは高いレベルのサービスを提供するために努力しますが、本概況報告書の内容の正確性又は完全性について保証することはできず、本概況報告書の内容に依拠した結果として被る損失について、欧州委員会及びEuropean IPR Helpdeskコンソーシアムメンバーのいずれも、責任を負わず、又は説明責任を問われません。

当機関の完全な責任の否認は、www.iprhelpdesk.euで入手できます。

© European Union (2015)